

特定非営利活動法人ラリグラス・ジャパン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ラリグラス・ジャパンという。英文では、LALIGURANS JAPANと表示する。略称をLJとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区白金三丁目10番21号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ネパールとインドで人身売買・強制売春の被害女性、障害を持つ子どもなど社会的・身体的弱者の基本的な人権の充実に寄与することを活動の目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 海外支援事業
ネパールとインドで人身売買・強制売春の被害女性、障害を持つ子どもたちを支援する
- (2) 国内事業
本法人の目的を達成するために必要な普及・啓発・情報収集・情報提供など

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。総会における議決権を有さない。
賛助会員には、一般賛助会員、里親（教育&生活）賛助会員、里親（教育）賛助会員、学生賛助会員、団体賛助会員の5種がある。
- (3) 会員に関する規則は別途定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会費を2年以上滞納したとき。
 - (2) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 会員である団体が消滅したとき。
 - (4) 本会が解散（合併による解散を除く）、又は破産したとき。

(除名)

第11条 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がすでに納入した会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上12人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内の副代表理事をおくことができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、それぞれ正会員のうちから総会で選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 2 副代表理事は、代表理事等を補佐し、代表理事等に事故があるとき又は代表理事等が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。ただし、副代表理事がおかれていないとき又はこれを欠くときは、招集の権限を与えられた理事が理事会を招集し、理事の互選により代表理事代行を定める。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の議決に基づいて本会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前3号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、提案すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 代表理事代行の任期は、次の代表理事が選任されたときまでとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 理事が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により理事を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与え

なければならない。

(評議員)

第19条 この法人には、若干名の評議員をおくことができる。評議員の任期は、特にこれを定めない。本人の申し出又は理事会の決定により任務を解かれる。

2 評議員は理事会の要請により、理事会及び総会に出席し意見を述べることができる。

(評議員の役割)

第20条 評議員は、その専門的知識、技能、社会経験を生かして、この法人が目的をよりよく達成できるように役員に対して随時助言を行う。

(評議員の委嘱)

第21条 評議員は、理事会が推薦し、本人の承諾を得て委嘱し、総会に報告する。

(報酬等)

第22条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、理事会において認めたときはその限りではない。報酬を受ける場合は、役員総数の3分の1以下の範囲内とする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

4 報酬については、総会の決定により、別に定める。

第4章 会議

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 会費の額及び会員の種類等
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散した場合（合併又は破産による解散を除く）の残余財産の帰属
- (12) 支部の設立及び廃止
- (13) 事務局の組織及び運営

(14) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。本会の事業年度は別に定める。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会での表決権等)

第31条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条と第29条及び第30条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第35条 理事会は、原則として月1回開催するほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会に付議すべき事項を示して代表理事に書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び付議する事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

（理事会の議長）

第37条 理事会の議長は、代表理事が指名した者がこれにあたる。

（理事会の定足数）

第38条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

（理事会の議決）

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 3 代表理事は、他の理事の反対がなければ、簡易な事項又は緊急を要する事項について、理事が書面又は電磁的方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(理事会の表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第44条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の決定により行うことができる。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため、理事をもって事務局とする。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第60条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	長谷川 純 代 (長谷川まり子)
理 事	石 川 重 美
理 事	上 原 翔 子
理 事	岡 佐保理
理 事	亀 尾 麻彩子
理 事	下 窄 あゆみ
理 事	須 賀 香 奈
理 事	高 柳 ユ ミ
理 事	中 嶋 野 香
理 事	林 亜紀子
理 事	藤 野 佳 子 (秋 山 佳 子)

監 事	有 田 千 枝
監 事	門 垣 裕 子
監 事	三 原 一 夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費

正会員	一般正会員	20,000円
	里親正会員 (教育&生活)	36,000円
	団体正会員	30,000円

賛助会員	一般賛助会員	12,000円
	里親賛助会員 (教育&生活)	36,000円
	里親賛助会員 (教育)	18,000円
	学生賛助会員	6,000円
	団体賛助会員	30,000円

- 7 この定款は、2018年(平成30年)6月6日から施行する。